

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|--------------|----|-----|-----|-----|-----|----------------|---------|---|------------------------|
| 1 | 事業概要 （素案） | 5 | 3 | 5 | | | | 支払条件 | 維持管理業務及び運営業務の対価の物価変動は3年に1回とのことですが、他給食センターの同事業では年1回が通常です。また、昨今の社会情勢による物価高騰や人件費上昇を考慮すると、年1回の改定が適切だと考えますがいかがでしょうか。 | 質問に対する回答のNo8をご確認ください。 |
| 2 | 事業概要 （素案） | 5 | 3 | 5 | | | | 支払条件 | 維持管理運営業務及び運営業務の対価は、物価変動に基づき3年に1回改定すると記載がありますが、改定の周期が長いと実態との乖離が大きくなることが懸念されます。また、昨今の急激な物価上昇等を考慮し、1年に1回改定することをご検討ください。 | 質問に対する回答のNo8をご確認ください。 |
| 3 | 事業概要 （素案） | 5 | 3 | 5 | | | | 支払条件 | 維持管理運営業務及び運営業務の対価は、物価変動に基づき3年に1回改定すると記載がありますが、改定の周期が長いと実態との乖離が大きくなることが懸念されます。また、昨今の急激な物価上昇等を考慮し、1年に1回改定することをご検討ください。 | 質問に対する回答のNo8をご確認ください。 |
| 4 | 事業概要 （素案） | 9 | 4 | 5 | (2) | イ | | 個別の参加資格 | 維持管理を担う企業には個別に参加資格が明記されていません。給食センターという特殊な建物の為、給食センターの維持管理業務実績を追加することは不要でしょうか。 | 質問に対する回答のNo27をご確認ください。 |
| 5 | 事業概要 （素案） | 10 | 4 | 5 | (2) | イ | (イ) e | 建設企業 | 施工実績が延床3,000㎡以上の新築工事の実績となっておりますが、今回は、給食センターという特殊な建物の為、給食センターの施工実績の追加は不要でしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 6 | 事業概要 （素案） | 13 | 5 | 2 | | | No 14 15 | 物価変動 | 施設供用開始前のインフレ・デフレについて、建設工事費の著しい変動を鑑み、物価変動の起点は公告日として頂くようご検討ください。（起点日が公告日から遅くなるにつれ、契約上反映されない物価変動リスクが事業費に加算される可能性もあり、結果的に貴市の財政負担が大きくなってしまふものと思料します） | ご意見として承ります。 |
| 7 | 事業概要 （素案） | 13 | 5 | 2 | | | No 14 15 | 物価変動 | 維持管理・運営費の増大（物価変動は除く）光熱水費（特に電気）の著しい増額が続いており、本事業においても影響を及ぼすと考えております。当該変動リスクは事業者でコントロールできないことから、貴市にて物価変動リスクを負担頂くことをご検討ください。 | ご意見として承ります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|--------------|----|-----|-----|-----|-----|----------|------|---|---------------------------------------|
| 8 | 事業概要 (素案) | 13 | 5 | 2 | | | No 14 | 物価変動 | <p>物価変動（※1）施設供用開始前についての意見です。</p> <p>昨今の建設工事コストの上昇を踏まえた公告や契約約款への文言追加等をお願いしたい。</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条」においては「発注者の責務」として「経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格（中略）公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。」と明記されており、また令和5年3月8日付けで国土交通省から公開されました事務連絡文書「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について」においても「一般の公正取引委員会による調査結果の内容も踏まえた適切な対応を図るよう」との記載があります。</p> <p>川崎市が実施した「富士見公園再整備事業における物価変動基準日の見直し」や町田市で実施した「町田市中学校給食センター整備・運営事業における事業費上限額の増額」等の事例を踏まえて、事業費を最新の市況単価に置き換えての工事公告や公告内容の応募期間での見直しなど、予定価格を適正に定めてくださるよう切に希望します。</p> | ご意見として承ります。 |
| 9 | 事業概要 (素案) | 13 | 5 | 2 | | | No 14 | 物価変動 | <p>リスク分担表No14において、「施設供用開始前のインフレ・デフレ」について、建設工事において通常物価変動があった場合にも、協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。</p> | ご意見として承ります。 反映結果については入札公告をご確認ください。 |
| 10 | 事業概要 (素案) | 13 | 5 | 2 | | | No 15 | 物価変動 | <p>物価変動（※1）施設供用開始後についての意見です。</p> <p>施設運用にかかる光熱費は世界情勢の影響を強く受けて変動する傾向がみられ、また水道費については施設老朽化や全体使用量の変動に伴って現行の料金体系が運営期間の間、維持されるか否か不透明なところが大きいと存じます。</p> <p>予定されている給食数を提供するにあたり電気・水道の使用量自体の変動リスクは事業者側が負うものとして、提案時に提示する料金単価（若しくは使用に伴う料金）が変動した場合はその超過分を市側で負担するようなスキームでリスク分担を作成し事業公告願います。</p> | ご意見として承ります。 |
| 11 | 事業概要 (素案) | 14 | 5 | 2 | | | No 34 | 用地 | <p>整理No. 34の「事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの」で主負担者を「市」として頂けないでしょうか。</p> | 質問に対する回答のNo41をご確認ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|---------------|----|-----|-----|------|-----|----------|-------------|---|------------------------|
| 12 | 事業概要 (素案) | 15 | 5 | 2 | | | No 55 | 需要変動 | 整理No. 55の「生徒数・教職員数の変動によるもの」で、現状「事業者」が主分担、「市」が従分担となっていますが、「市」の負担として頂けないでしょうか。 | 質問に対する回答のNo45をご確認ください。 |
| 13 | 事業概要 (素案) | 16 | 5 | 2 | | | No 71 | 運搬費増大 | 整理No. 71の「交通事情の悪化による運搬費の増大」で主分担が「事業者」となっていますが、通常想定できないものに関しては、双方協議として頂けないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 14 | 要求水準書 (素案) | 3 | 1 | 3 | (4) | イ | | 事業の実施スケジュール | 設計建設期間が契約締結から直ぐの1年11ヶ月しかなく、スケジュールが厳しすぎると思われます。工期の延長をしていただけないでしょうか。また、確認申請の期間が設けられておりません。 | ご意見として承ります。 |
| 15 | 要求水準書 (素案) | 3 | 1 | 3 | (4) | | | 事業の実施スケジュール | より良いご提案をさせて頂くために要求の意図等を正しく理解する必要がございますので、6月上旬頃に各事業者との「個別対話」の場を設けて頂けないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 16 | 要求水準書 (素案) | 3 | 1 | 3 | (4) | | | 事業の実施スケジュール | 文章だけでの質疑応答だけでは、要求の意図や質問回答の理解に齟齬が生じる恐れがあります。より良いご提案をさせて頂くためにも6月上旬頃に貴市と事業者にて「個別対話」の場を設けて頂けないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 17 | 要求水準書 (素案) | 10 | 1 | 3 | (10) | ケ | | 光熱水費の負担 | 全ての光熱水費が事業者負担とありますが、昨今、光熱水費の値上がり著しく、15年間の先行きが不透明であり、事業の参画にも影響することから別途とし、市負担としていただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 18 | 要求水準書 (素案) | 10 | 1 | 3 | (10) | ケ | | 光熱水費の負担 | 施設整備業務から運営業務に係るすべての光熱水費は事業者負担とありますが、昨今の電気代高騰から、光熱水費の事業者負担は提案価格を検討する上で非常に厳しい条件となっております。つきましては、光熱水費の負担を貴市としていただけないでしょうか。変更が難しい場合は、電気代や昨今の物価高騰を見込んだ事業費設定をお願いします。 | ご意見として承ります。 |
| 19 | 要求水準書 (素案) | 13 | 2 | 4 | (4) | ア | | 建設業務 | 昨今、光熱費が著しく値上がりしております。建設工事（仮設）における光熱費の負担は大きく、また値上げの予測が難しい為、建設工事における水道・電気等については広島市支給としていただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|---------------|----|-----|-----|-----|-----|----------|-------------------|--|------------------------------|
| 20 | 要求水準書 (素案) | 14 | 2 | 4 | (4) | サ | | 建設業務 | 水枯れとは何を指しますか。また、具体的に近傍で今までにあった事例がございましたら開示願います。また、「水枯れが発生した場合には、事業者の責任に置いて対応を行う事」と記載がございますが、原因を調査し、事業者に起因するものではない場合は、広島市が対応を行うという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書の誤記であるため修正します。 |
| 21 | 要求水準書 (素案) | 27 | 4 | 4 | (7) | イ | (ウ) h | 建築設備 | 排水管は年1回以上清掃とありますが、必要以上の排水管清掃は管を傷め、漏水等の原因となる可能性があるため、実施頻度は事業者提案とすることをご検討願います。 | ご意見として承ります。 |
| 22 | 要求水準書 (素案) | 29 | 4 | 4 | (8) | ウ | (キ) | 警備業務 | 「(キ)調理設備等の設備異常等も感知できるシステムとすること。」と記載がありますが、調理設備の異常を警備システムに取入れる事は極めて困難です。ボイラーや受水槽といった設備機器の警備やプレハブ冷蔵庫等の温度異常として頂けないでしょうか。 | 質問に対する回答のNo120及び121をご確認ください。 |
| 23 | 要求水準書 (素案) | 59 | 6 | 3 | (2) | エ | (ア) | 給食エリアに関する 特記事項 | 「給食エリア内の異なる区域に面する扉は、全て自動扉」とするに変更頂けないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 24 | 要求水準書 (素案) | 59 | 6 | 3 | (2) | エ | (エ) | 給食エリアに関する 特記事項 | 近年はLED照明の普及に伴い、電球交換等のメンテナンスは激減していますので、オートリフター付照明は採用しなくても良いと考えています。 | 質問に対する回答のNo212をご確認ください。 |
| 25 | 要求水準書 (素案) | 60 | 6 | 3 | (4) | ウ | (イ) | 電源設備 | 「停電発生時や災害時に、市職員用事務室、トイレ等必要な共用部」とありますが、必要な共用部について該当する諸室を明記頂けないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 26 | 要求水準書 (素案) | 62 | 6 | 3 | (5) | イ | (イ) | 換気・空調設備 | 「調理場内を温度25℃以下、湿度80%以下の条件を満たす」のは難易度が非常に高いため、「調理場内を温度25℃以下、湿度80%以下の条件を目指すよう計画すること」に変更頂けないでしょうか。 (ケ)も同様に考慮願います。 | ご意見として承ります。 |
| 27 | 要求水準書 (素案) | 66 | 6 | 3 | (6) | イ | (イ) d | 洗浄・消毒機器 | 使用する食器・食缶等に応じ、確実に洗浄できる立体浸漬槽および1枚ずつ洗うことができる洗浄機とすることと記載がありますが、確実に洗浄できる洗浄機は、立体浸漬槽以外にも、通常の自動搬送浸漬槽でも確実に洗浄できますので、立体でなくてもよろしいでしょうか？ | 質問に対する回答のNo217をご確認ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 小項目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|---|-------------|
| 28 | 要求水準書 (素案) | 72 | 8 | 2 | (2) | | | 提案事項の遵守 | 「自主事業の継続が困難であっても・・・(以下中略) 提案時の使用料見込み額と同等の納付を求める」とあります。この条件では、例えば自主事業が、想定以下の利用数や利用が0でも、事業者側は市に使用料を納付し続けることとなります。事業者側としては、上記リスクを避ける為、自主事業の提案内容や稼働日は堅実な内容・稼働日数にするなど、消極的な内容になり兼ねないと考えます。貴市が考える調理場の有効活用という主旨や事業者のより良い提案という観点からも、自主事業は価格審査の対象とはせず、使用料の納付は、維持管理運営期間において、実際に使用した日数分を納付することとする。という内容に変更を検討いただけますでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 29 | 資料1 | | | | | | | 整備スケジュール(参考) | 設計工期が6ヶ月、建設工期が12ヶ月と設定されていますが、建築許可等の詳細が不明なことや、2024年から建設業界においても働き方改革法が適用されることなどにより、非常に厳しい工期であると考えます。運用開始時期の延期をお願いすることは可能でしょうか。 | ご意見として承ります。 |